

2024年1月9日

企業会計基準委員会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 品質管理本部
コーポレート・レポーティング・サービス部**実務対応報告公開草案第67号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」等に対するコメント**

貴委員会から公表されました実務対応報告公開草案第67号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」および補足文書（案）（以下あわせて「本公開草案」という。）について、コメントを表明する機会をいただき御礼申し上げます。

私どもの意見を下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

記

貴委員会の本公開草案において示された、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等（当期税金）の会計処理および開示に関する取扱いについての提案の方向性を支持する。ただし、本公開草案に付された質問項目のうち質問2および質問5について、ご検討いただきたい点があるため、以下に記載する。

なお、今回、初めて補足文書（案）が公表されているが、補足文書は、会計基準等と同様の手続（公開草案等の公表による市場関係者からの意見聴取）を経ないものと理解している。補足文書を公表する際には、当該手続を経て会計基準等に本来記載すべき内容が補足文書に記載されることがないように引き続き留意が必要と考える。

質問2（四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における取扱いに関する質問）

本公開草案では、四半期財務諸表において、当面の間、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間を含む対象会計年度に関するグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことができることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。ただし、以下の点について検討いただきたい。

- 2023年11月20日に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）が国会で可決され、四半期報告書制度の廃止が決定されている。これを受け

て、2023年12月8日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の改正案が公表され、当該改正案において、四半期財務諸表の廃止が提案されている。そのため、四半期財務諸表を前提とした文言の記載について見直しが必要であると考え。

- 四半期報告書制度および四半期財務諸表の廃止により、従来の四半期財務諸表に相当する中間財務諸表（第1種中間財務諸表）と従来の中間財務諸表に相当する中間財務諸表（第2種中間財務諸表）の2種類の中間財務諸表が存在することになる。上記の見直しにあたっては、本公開草案の提案が第1種中間財務諸表のみに適用されるのか、第1種と第2種の両方に適用されるのかについて明らかにする必要があると考える。

質問5（四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における注記に関する質問）

本公開草案では、前連結会計年度及び前事業年度においてグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しており、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間において、当連結会計年度及び当事業年度におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が重要であることが合理的に見込まれる場合に本公開草案第7項を適用するときは、その旨を注記することを提案しています。

また、重要であることが合理的に見込まれる場合に該当するかどうかは、前連結会計年度及び前事業年度に入手した情報並びに四半期財務諸表の作成時に入手可能な情報に基づき判断することになると考えられる旨を示すことを提案しています。

これらの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。ただし、以下の点を検討いただきたい。

- BC22項の記載では、グローバル・ミニマム課税制度の適用初年度の四半期連結財務諸表および四半期個別財務諸表においては法人税等を計上していない旨の注記を求めないこととした根拠が明確ではない。有用であるのであれば、グローバル・ミニマム課税制度の適用初年度においても注記を求めるべきとの意見もあり得るため、グローバル・ミニマム課税制度の適用初年度においては注記を求めないこととした根拠を明記することをご検討いただきたい。

以 上